

## 緑の環境をつくり育てる条例第 6 条の施行に関する基準

### (趣旨)

第 1 条 この基準は、緑の環境をつくり育てる条例（昭和 48 年横浜市条例制定第 47 号。以下「条例」という。）第 6 条の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第 2 条 この基準における用語の意義は、緑の環境をつくり育てる条例第 9 条の施行に関する基準（以下「条例第 9 条の基準」という。）の例による。

### (建築物の緑化率)

第 3 条 建築物の緑化率は、別表のとおりとするよう努めるほか、条例第 9 条の基準によるものとする。ただし、条例第 9 条第 1 項の適用を受ける建築物は、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 34 条第 1 項に規定する緑化地域内にその敷地が含まれる建築物については、都市緑地法施行規則（昭和 49 年建設省令第 1 号）及び横浜市緑化地域内における建築物の緑化率の制限に関する基準に基づく緑化施設の算出基準の規定を準用することができる。

3 第 1 項の規定にかかわらず、横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成 3 年 12 月横浜市条例第 57 号）別表第 12(あ)欄に掲げる区域（当該区域に係る地区整備計画において、当該区域を 2 以上の地区に区分している場合は、同表(い)欄に掲げる地区）内にその敷地が含まれる建築物については、都市緑地法施行規則及び横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例に基づく建築物の緑化率の制限に関する基準に基づく緑化施設の算出基準の規定を準用することができる。

### (建築物緑化認定証の交付の請求)

第 4 条 前条第 1 項の規定に基づき緑化を行った建築物の所有者及び管理者は、横浜市建築物緑化認定証交付手続要綱（以下「要綱」という。）に基づき、建築物緑化認定証（以下「認定証」という。）の交付を市長に請求することができる。

2 横浜市開発審査会提案基準に基づき、認定証の交付を受けようとする者は、要綱に基づき、認定証の交付を市長に請求することができる。

3 前二項の規定により、認定証の交付を請求しようとする者は、条例第 9 条を準用し、市長と協議しなければならない。

### 附 則

この基準は、要綱の施行の日から施行する。

附 則

この基準は、平成 21 年 5 月 25 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 21 年 8 月 6 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条第 1 項） 緑化率

| 敷地面積<br>用途地域<br>建築物<br>の区分 | 500 m <sup>2</sup> 以上 1,000 m <sup>2</sup> 未満 |       |       | 1000 m <sup>2</sup> 以上 |       |       |
|----------------------------|---|-------|-------|------------------------|-------|-------|
|                            | 商業系   | 住居系   | 左記以外  | 商業系                    | 住居系   | 左記以外  |
| 工場等                        | 5%以上  | 10%以上 | 5%以上  | 10%以上                  | 15%以上 | 15%以上 |
| 工場等を除く<br>建築物              | 5%以上  | 10%以上 | 5%以上  | 5%以上                   | 10%以上 | 10%以上 |
| 公共建築物                      | 10%以上   | 15%以上 | 10%以上 | 10%以上                  | 20%以上 |       |

(1) 商業系とは、近隣商業地域、商業地域をいう。

(2) 住居系とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域をいう。